

【事案Ⅱ－7】災害入院共済金請求

・平成27年4月30日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の妻が平成24年12月に大型犬との散歩中に転倒して右肩腱板広範囲断裂の傷害を負い、95日間入院したとして災害入院共済金を請求したが、転倒事故を直接の原因とする入院と認められないと判断されたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、災害入院共済金1,092,500円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 肩の痛みは加齢により誰しも多少はあるものだが、転倒事故による右肩への打撃がなければ肩腱板4本とも断裂することはないはずであり、加齢変性だけで片付けられるケースではなく、95日間の入院は、転倒事故を直接の原因とするものである。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 肩腱板断裂は、明らかな外傷によるものは半数で、残りは、はっきりとした原因がなく、日常生活活動の中で断裂が生ずるものである。
被共済者の症状発生時期は本件転倒事故から9カ月程度前の平成24年3月ころで、その原因は不詳とされており、また、同事故より前の同年12月には病院で受診しており、その時既に通院を必要とする症状が発現していたことになる。
- (2) 災害入院共済金の支払事由における「直接の原因」とは、不慮の事故と結果との間に単なる条件関係があるだけでは足りず、相当因果関係があることを要すると考えるべきであり、その判断に当たっては、事故と結果との因果関係において高度の蓋然性があるか否かを経験則に照らして判断すべきであるところ、上記事情のほか、本件被共済者の受診、治療の全経過、病院の医療照会回答書の記載等を総合すると、転倒事故と右肩腱板広範囲断裂及びこれにもとづく入院との間に上記の相当因果関係があるとは認められない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 一般的な医学的知見によれば、肩腱板の損傷は、外傷によるものと変性によるものがあり、肩腱板は、加齢とともに徐々に老化が進む上、日常生活による肩の使用等による負荷の積み重ねにより、外傷がなくても自然に断裂することが少なくない（変性断裂）。重い物を持つ、転ぶなどの衝撃により腱が引きちぎれ断裂が生ずること（急性断裂）もあるが、この場合には、一般に直後から疼痛などの症状が出現する。腱板断裂が生じて必ずしも痛みなどの症状が出現するわけではないが、断裂が進行すると痛みが生ずるようになり、更に進むと痛みが強くなって我慢できないような症状に至る。断裂による痛みに対しては、鎮痛剤療法、運動療法、注射療法などの保存療法が行われるが、これらの療法では断裂自体を回復し、又は変性による進行を止めることはできないので、それでも効果がないときは、手術療法が行われる。
- (2) 本件被共済者は、本件転倒事故前から医師の加療を要する程度に痛みが進んでおり、事故直後もその痛みが急激な変化は認められず、注射治療を受けながら推移するうち、痛みが耐え難い程度に進行したため、本件転倒事故後3月余を経て入院、手術に至ったものであって、本件転倒事故により前記急性断裂を生じたものとは認められない上、その症状の進行に同事故による右肩への打撃が何らかの寄与をしているとしても、その打撃がその症状悪化に対し相当因果関係を肯認できるほどに重要な影響を与えたものと認めることはできない。
- また、申立人は、本件転倒事故による右肩への打撃がなければ肩腱板4本ともに断裂することはないはずである旨主張するが、肩腱板の変性断裂は、外傷がなくても生じ、進行するとその断裂は肩腱板の広範囲に及び得るものと考えられるから、その主張は採用することができない。
- (3) したがって、本件入院は、本件各共済契約に災害入院共済金の支払事由として定められている「不慮の事故を直接の原因とする入院」に該当するものとは認められないから、本件申立てに係る災害入院共済金の請求は、認容することができない。